


被災者のみなさまへ

 政府広報

生活支援ハンドブック 最新号を

〈平成23年(2011年)6月15日〉

お届けします。

※5月12日に発行された

「生活再建・事業再建ハンドブック」

と併せてご活用ください。



最新情報

「相続放棄」の申立期限が 本年11月30日まで延長されました。

多額の借金を抱えたままご家族がお亡くなりになった場合などに、財産を含め借金を受け継がないことができる「相続放棄」の制度ですが、この度、東日本大震災の被災者である相続人の方は、「相続放棄」などの申立期限が平成23年11月30日まで延長されました。

※「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」が6月17日に国会で成立したことに伴う新制度です。

「生活支援ハンドブックvol.2」の6ページに記載している『「相続放棄」などの申立期限』の内容(ご自身の相続の開始を知った日から3カ月が申立期限)が上記の内容に改められました。

